7-3a.充実に向けた取り組み(総合事業、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業の連関イメージ)

- ○住民活動は住民が自発的に行っている活動であるから、そのため住民活動側から参画してもらうスタンスが重要と考える。
- ○このとき、総合事業は参画先の受け皿となるが、ただ待つのではなく生活支援体制整備事業等の活用による「滴下ポイント」への「誘導」や、住民活動の支援体制の整備といった能動的なアプローチも必要と考える。

住民活動を促進する水差し (既存住民活動の強化)

【生活支援体制整備事業】

- ○住民活動への支援
 - ・既存活動の拡大支援
 - ・活動により損耗した担い手への支援

住民活動を支える右手

【一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)】

○「通いの場」より「集いの場」の創出。→新たな住民活動の苗床となることを企図。

住民活動

- ○住民が自発的に取り組む活動。
- ○総合事業を踏まえて活動しているとは限らない。総合事業で受け止めるには、 「しずく」の滴下を待つ。

「しずく」

(住民主体の生活支援サービス)

小田原市における総合事業 (生活支援サービスの制度的な受け皿)

<u>住民活動を促進する水差し</u> <u>(新たな担い手)</u>

【生活支援体制整備事業】

- ○新たな担い手の参画を促す。
 - ・一歩を踏み出せない人の後押し。
- ○住民への周知・啓発。

住民活動を支える左手

【生活支援体制整備事業】

- ○自主的な活動の「発掘」。
- ○活動開始前からの支援体制。
- ○二ーズとシーズのマッチング。
- ○担い手のネットワーク化等。

受け皿のこと

総合事業移行時の体系について

- ○みなし指定のほか、A、B、Cの各類型のサービスも体系として盛り込んで移行。
- ○H28.1に一斉に移行。早期移行の恩恵を最大限取り込む。

総合事業移行の規定体系について

○理念条例を制定し、各個別サービスを定義した規則が短冊のようにぶら下がる構成。→総合事業サービスの加除を容易にする。

支える右手のこと

介護予防事業の再構築

○「集いの場」を中心とした事業体系に再編。

ケアプラン分析

- ○介護予防訪問介護、介護予防通所介護のいずれかのみを利用しているよう支援者数の把握。
- ○介護予防給付の利用目的について分析。(身体介護要素なのか、生活援助要素なのか。)

地域包括支援センターとの連携

- ○各圏域における地域資源の把握、ニーズの把握。
- ○ケアプラン分析による介護予防給付の利用目的と地域資源・ニーズのクロス分析。
- ○協議体の研究会への参画。
- ○介護予防ケアマネジメントの緩和類型に係る状態像の共通認識構築。

協議体

- ○地域包括支援センター所属の社会福祉士とニーズ調査等を実施。地域資源の把握に努める。
- ○地域包括支援センター職員等と協議会研究会を開催(月1回)。

<u>支える左手のこと</u> 水差しのこと

7-3c.充実に向けた取り組み(総合事業、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業の連関イメージ)

- ○住民活動へ「お願いする」ことは、強制的に滴下させるようなもの。
- ○滴下する「しずく」の供給体制が整っていない中での強制滴下は、以後の「しずく」を枯渇させることにもなるのではないか。
- ○あわせ、総合事業による受け皿整備が整っていなければ、滴下した「しずく」を受け取りきれず、こぼしてしまう。

